

田辺市高齢者住宅改修補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するために必要な経費を補助することで、介護保険制度を補完し、対象高齢者の介護予防及び生活の助長並びに家族の介護の軽減を図ることを目的とする。

(対象高齢者)

第2条 この要綱において「対象高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 介護保険法(平成9年法律123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者
- (3) 身体の障害等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改修が必要であると市長が認められた者
- (4) 日常生活用具給付等事業の住宅改修費の助成を受けていない者

(補助対象者)

第3条 この事業の補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象高齢者
 - (2) 対象高齢者と同一の住宅に居住し、生計を一にしている者(次項において「世帯構成員」という。)であって、住宅を改修するための経費を負担する者
- 2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の補助を受けることができない。ただし、対象高齢者及び世帯構成員(以下これらを「一世帯」という。)の前年分の市民税非課税区分が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯であるとき又は別に定める特別な事情に該当すると市長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 一世帯に市民税が課されている者があるとき。
 - (2) 一世帯の前年の収入金額の合計額が100万円(一世帯の人数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた人数1人につき40万円を加算した額)を超えるとき。
 - (3) 対象高齢者の金融資産が350万円を超えるとき又は一世帯の金融資産の合計額が350万円に世帯員の人数を乗じて得た額を超えるとき。
 - (4) 一世帯に活用できる資産を有する者があるとき。
 - (5) 対象高齢者が、前項第2号に規定する者以外の者から扶養を受けているとき。

(補助対象経費)

第4条 この事業の補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、介護保険制度において保険給付の対象となる次の各号に該当する住宅の改修に係る工事に要する経費とする。ただし、借家に係る改修については、当該借家の所有者の同意があったものに限る。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 通路等の傾斜の解消
- (7) 扉の撤去

- (8) 転落防止柵の設置
- (9) その他これら各工事に伴う必要な工事
(補助額)

第5条 一世帯当たりの補助額は、40万円又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額から、次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 法第45条の規定により支給される居宅介護住宅改修費の90分の100に相当する額
- (2) 法第57条の規定により支給される介護予防住宅改修費の90分の100に相当する額

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 補助対象者でこの事業の補助の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者居宅改修補助申請書(以下「申請書」という。)に補助対象経費に係る見積書、改修内容が分かる図面等を添え、市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を経由して行うことができる。

(決定及び交付)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請書等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、対象高齢者が現に居住する住宅につき、一回限り行うものとする。ただし、対象高齢者の要介護等状態区分が3段階以上上がり、再度、介護保険制度における保険給付の対象となった場合は、この限りでない。

(工事の着工)

第8条 この事業の補助の対象となる住宅改修(以下「工事」という。)の実施は、市長からの補助金の交付決定通知を受けた後に行うものとする。

(報告)

第9条 申請者は、工事が完了した場合は、速やかに、高齢者居宅改修補助実績報告書(以下「報告書」という。)に、補助対象経費に係る請求書、工事写真等を添え、市長に提出しなければならない。

(支払等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定に適合すると認めたときは、補助額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知の後、申請者からの請求に基づき請求書を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(台帳の整備)

第11条 市長は、補助金の支給等の状況を明確にするため、高齢者住宅改修補助金交付台帳を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

田辺市高齢者住宅改修補助事業補助金交付事務取扱

この事務取扱は、田辺市高齢者住宅改修補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める規定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条第2項関係

要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、次に掲げる特別な事情に該当すると市長が認めたときは、申請することができる。

- (1) 世帯員の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) その他、やむを得ない事情が生じたとき。

2 要綱第3条第2項第2号関係

- (1) 対象者を含め世帯員全員の前年1年間の収入の合計金額が、次の基準以下であること。

1人（単身）世帯	：100万円
2人	世帯：140万円
3人	世帯：180万円

（以下、1人増えるごとに40万円を加算する。）

- (2) 収入の中には、市民税のかからない「遺族年金」、「遺族恩給」、「障害年金」、「老齢福祉年金」、「雇用保険」、「福祉給付金」などあらゆる収入を含む。
また、事業収入にあつては、原材料費及び仕入代（所得税青色申告決算書における売上原価の「③仕入金額（製品製造原価）」欄に対応する金額）を控除した後の額を収入とみる。
したがって、これらの一年間の収入金額を世帯で合計した金額が、上記の「年間収入の基準額」を超える場合は、この補助の対象にならない。
- (3) 収入の金額は、原則として前年の収入金額による。
- (4) 別表に定めるものは、収入と認定しない。

3 要綱第3条第2項第3号関係

金融資産とは、預貯金、国債・株式などの有価証券をいう。預貯金は申請時の額（定期性の預貯金は額面額）、有価証券は額面額で評価する。（通帳等で残高を確認することが望ましい。）

4 要綱第3条第2項第4号関係

対象者を含め世帯員全員が、今住んでいる土地・家屋を除き、地金などの動産や不動産（田畑、山林等ただちに処分が難しい物は除く。）など活用できる資産を所有していないこと。

ただし、地金など動産がある場合において、金融資産と動産の合計額が第3条第2項第3号で

規定する額以下の場合、当該動産については、活用できる資産と見なさない。

5 要綱第3条第2項第5号関係

対象者が、世帯員以外の者の所得税又は市民税の扶養控除において扶養親族となっておらず、かつ、世帯員以外の者が被保険者となっている健康保険などの医療保険において被扶養者となっていないこと。

別表

認定除外対象収入一覧

生活の維持のために活用することを求めない次の公的給付

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等救護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- (2) 未帰還者に関する特別措置法による弔慰金（同一世帯に同一の者につき(1)を受けられることができる場合を除く。）
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち 35,920 円（月額）並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- (5) 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める月額
 - ア 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は 1 級に該当する者に支給される場合	33,650 円
障害の程度が公害障害等級表の 2 級に該当する者に支給される場合	16,830 円
障害の程度が公害障害等級表の 3 級に該当する者に支給される場合	10,110 円
 - イ 遺族補償費

33,650 円